一般財団法人　建築物管理訓練センター

ビルクリーニング外国人材受入支援センター
利用登録規約

平成 31 年 1 月 23 日制定
令和元年 12 月 16 日改正
令和 2 年 5 月 26 日改正
令和 4 年 4 月 14 日改正

（目的）

第 1 条 この規約は、ビルクリーニング外国人材受入支援センター（以下「本センター」という。）設置規程第 4 条第 2 項に基づいて、本センターの利用登録方法を定め、その運営を適正・円滑に行うことを目的とする。

（利用者を限定するサービス）

第 2 条 本センターの設置規程第 4 条第 2 項の「別に定める基準」とは、下記各号のとおりとする。

(1) 本センターのサービスを利用する者の間での情報交流に際して、相互に信頼を求める必要のあるサービス
(2) ビルクリーニング外国人材受入れに関連して、法人及び個人の活動の根拠となる可能性のある本センターのサービス
(3) その他、本センターがサービスを提供するに際して、コンプライアンス上、享受する者の特定を必要とするサービス

（利用者の種別）

第 3 条 前条のサービスを利用できる者は下記区分ごとに利用登録を行う。

(1) 外国人材を現に受入れている企業または受入れを希望する企業（以下「１号法人」という。）
(2) 技能実習に係る監理団体（以下「２号法人」という。）
(3) 技能実習または特定技能に係る送出機関（以下「３号法人」という。）
(4) 特定技能に係る登録支援機関（以下「４号法人」という。）
(5) その他本センター運営委員会が認める者（以下「５号法人」という。）

（利用登録の申し込み）

第 4 条 本センターの目的に賛同し、登録を希望する法人は、下記書類を提出することによって、申し込みを行うことができる。

(1) 利用登録申請書

(2) その他本センターが求める書類

（利用登録の承認）

第5条 前条の定めにしたがって利用登録の申し込みがあったときは、運営委員会において下記事項への適合に関する審査を行った上で利用登録の承認を行う。

(1) 申請書類などにおいて、虚偽の申告のないこと

(2) 「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）並びに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」等、外国人の受入れに係る法令を遵守し、法が定める欠格事由に該当せず、認定及び許可等の取り消しを受けていないこと

(3) 本センターの運営に支障をきたす恐れがあると認められないこと

(4) 1号法人においては、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の会員企業であり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」の登録をしていること、並びに外国人材の適正な受入実績を持つ企業、または外国人材受入れを希望する企業で、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する企業

ただし、前記「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」の登録を要しない在留資格で外国人を受入れている企業、または希望する企業についてはこの限りではない。

(5) 2号法人においては、技能実習法第23条（監理団体の許可）によりあらかじめ許可を受け、ビルクリーニング職種における外国人技能実習生の適正な取扱実績を持つ団体、またはビルクリーニング職種への見識を持ち同職種の取扱いを希望する団体で、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体

(6) 3号法人の「送出機関」においては、送出国の認定を受け、技能実習法規則第25条（外国の送出機関）に適合し、ビルクリーニング職種における外国人技能実習生の適正な取扱実績を持つ団体及び本センター運営委員会が認めるもので、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体

(7) 4号法人の登録支援機関においては、出入国在留管理庁長官の登録を受け、ビルクリーニング職種における特定技能在留資格者の適正な取扱実績を持つ団体及び本センター運営委員会が認めるもので、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体

(8) 5号法人後段の「運営委員会が認める者」については、申請の都度、運営委員会で登録の適否を審議し決定する。

2　登録が承認されたとき、本センターは利用登録名簿に当該者の名簿を作成しな

ければならない。
３　利用登録は、登録承認の日から発効する。

（登録者の義務）
第６条　登録者は第５条に定めた登録適合事項を継続して遵守しなければならない。また、それら事項に変更があった場合は、速やかに届出をしなければならない。

（利用登録の更新）
第７条 利用登録は、年に１回、更新を行わなければならない。
２　更新は、本センターが別に定める方法により行う。

（利用登録の抹消）
第８条 利用登録取り消しをしようとするときは、事前に利用登録抹消の届出をメールまたは書面で行わなければならない。
２　次のいずれかに該当するときは、利用登録は抹消される。
(1) 前項により利用登録抹消の届出を受け付けたとき
(2) 法人が解散したとき
(3) 法人が第５条に適合しなくなったとき
(4) 法人が技能実習法第 37 条（許可の取り消し）に該当することとなったとき
(5) 本センターの名誉を棄損するなどの行為があったとき
３　利用登録を抹消するときは、運営委員会の承認を得なければならない。
４　本センターに損害を与えたと認められるときは、その補償を請求することができる

（改廃）
第９条 この規約の改廃は、運営委員会の審議を経て一般財団法人建築物管理訓練センターの理事会で決定する。

（細則）
第 10 条　この規約の運用に係る細則は、別に定める。

（付則）
第 11 条　この規約は平成 31 年 1 月 23 日から施行する。
２　この規約改正は令和元年 12 月 16 日から施行する。
３　この規約改正は令和 2 年 5 月 26 日から施行する。
４　この規約改正は令和 4 年 4 月 14 日から施行する。